

出社した後、明らかに対象者本人の責めに帰すべき事由により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により出社後 6 ヶ月未満で退職した場合、対象者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を甲に返還するものとする。

- (1) 対象者が入社することなく、内定を辞退した場合：紹介手数料 100%を返金する
- (2) 対象者が 3 ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料 50%を返金する
- (3) 対象者が 6 ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料 25%を返金する